

改正

平成25年12月26日条例第43号

平成26年 3 月28日条例第 5 号

平成27年12月25日条例第40号

平成28年12月26日条例第39号

令和元年 9 月27日条例第 9 号

多可町水道事業給水条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）

第 2 章 給水装置の工事及び費用（第 5 条～第16条）

第 3 章 給水（第17条～第26条）

第 4 章 料金及び手数料（第27条～第37条）

第 5 章 分担金（第38条～第42条）

第 6 章 管理（第43条～第50条）

第 7 章 貯水槽水道（第51条・第52条）

第 8 章 補則（第53条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、多可町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第 2 条 多可町水道事業の給水区域は、次の表のとおりとする。

区分	区域
中区	田野口、天田、中村町以上 3 地区の全区域及び門前、安楽田、東山、牧野、鍛冶屋、間子、岸上、高岸、奥中、徳畑、茂利、安坂、糶屋、坂本、曾我井、森本、西安田、中安田、東安田で、別に地図で表示する区域とする。

加美区	山寄上、鳥羽、清水、轟、山口、西山、市原、丹治、大袋、三谷、箸荷、門村、杉原、奥豊部、観音寺、豊部、熊野部、岩座神、棚釜、多田、奥荒田、的場、寺内、西脇、山野部で、別に地図で表示する区域とする。
八千代区	大屋、坂本、中村、横屋、下村、門田、赤坂、俵田、中野間、仕出原、下野間、下三原、大和で、別に地図で表示する地域とする。

(定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために町長の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に、同法の規定による税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に、同法の規定による税率を乗じて得た金額の合計額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1か所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸若しくは2か所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みにより、町長は、必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(給水装置の新設申込の保留)

第6条 第2条に定める給水区域であっても、配水管を布設していない個所又は水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、給水装置工事の申込みを保留することができる。

(開発等の事前協議)

第7条 給水区域内において開発行為等を行うものは、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等については、あらかじめ町長の同意を得なければならない。

2 前項について必要な事項は、町長が別に定める。

(新設等の費用負担)

第8条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用に消費税等相当額を加えた額は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用に消費税等相当額を加えた額を負担することができる。

(工事の施行)

第9条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により町長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 指定給水装置工事事業者に関する事項については、町長が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第10条 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするために、必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第11条 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額に消費税等相当額を加えた額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費

- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用に消費税等相当額を加えた額を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(工事費の予納)

第12条 町長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

3 工事申込者が、指定納期限までに第1項の概算額を納付しないときは、給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。

4 町長は、第1項の給水装置工事の施行に際し、工事申込者の責めに帰すべき事由のため給水装置工事に着手することができないか、又は給水装置工事を中止したときは、これに対する損害を工事申込者に賠償させることができる。

(給水装置所有権の移転の時期)

第13条 町長が、給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になったときとし、その管理は当該工事の工事費が完納になるまでの間においても、工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第14条 町長が施行した給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期間内に納入しないときは、町長は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により町長が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、町長にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第15条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用に消費税等相当額を加えた額は、その必要を生じさせた者の負担とする。

(配水管布設の特例)

第16条 配水管の布設のない箇所においては、給水装置工事の請求を拒むことがある。ただし、申込者において町の指定する材料の代価及び工事費の合計額に消費税等相当額を加えた額の全部又は一部を負担するときは、この限りでない。

第3章 給水

(給水の原則)

第17条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の指定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、町は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第18条 水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ、町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第19条 給水装置の所有者が町内に居住しないとき、又は町長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を定め、町長に届け出なければならない。代理人に変更があったときも同様とする。

(管理人の選定)

第20条 次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有するとき。
- (2) 給水装置を共用するとき。
- (3) その他町長が必要と認めたとき。

2 町長は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第21条 給水量は、水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は町長が定める。

- 3 メーターの位置が管理上不適当となったときは、町長は、所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

(メーターの貸与)

第22条 メーターは、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを水道使用者等に設置させることがある。

- (1) 使用予定水量に比し、著しく大きな口径のメーターを必要とするとき。
- (2) 1使用場所で2個以上のメーターを必要とするとき。
- (3) その他町長が定めるとき。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーター亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第23条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を中止するとき。
- (2) メーターの口径を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- (4) 臨時用に使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人若しくは代理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (5) 共用給水装置の使用戸数に異動があったとき。

(私設消火栓の使用)

第24条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、町長の指定する町職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第25条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないように給水装置を管理し、給水を受ける水又は給水装置に異状があると認めるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用に消費税等相当額を加えた額は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第26条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行いその結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費に消費税等相当額を加えた額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第27条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第28条 料金は、次の表のとおり算定した合計金額に消費税等相当額を加えた額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

料金の メーターの口径	基本料金（1か月につき）		超過料金 1 m ³ に つき
	水量	料金	
13mm	10m ³ まで	2,000円	150円
20mm	20m ³ まで	4,000円	
25mm	30m ³ まで	6,000円	
40mm以下	70m ³ まで	14,000円	
75mm以下	200m ³ まで	40,000円	
100mm以下	300m ³ まで	60,000円	
臨時用	1 m ³	400円	

2 私設消火栓を演習のために使用する場合における料金については、1栓1回10分ごとに500円に

消費税等相当額を加えた額とし、10分未満は10分として計算する。ただし、町長が施設した消火栓を演習のために使用する場合における料金については、無料とする。

3 共用栓の使用水量は、給水各戸均等に使用したものとみなす。

(料金の算定)

第29条 料金は、定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ町長が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量の認定)

第30条 町長は次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 給水装置の破損のため多量に出水したと認めたとき。ただし、第25条による手続をしないもの又は故意による破損の場合は、この限りでない。

(3) その他使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第31条 月の中途において、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、1か月として算定した金額に消費税等相当額を加えた額とする。

2 月の中途においてその口径に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(断水時の使用料)

第32条 第17条の規定により給水の制限、停止、断水又は漏水したときでも使用料の減免はしない。

(消火栓の使用料)

第33条 消火のためにする給水は、無料とする。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第34条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定により納入した概算料金は、水道の使用をやめるとき、精算する。

(料金の徴収方法)

第35条 料金は、納入通知書又は口座振替により毎月徴収する。ただし、町長は、必要があるときは、この限りでない。

(手数料)

第36条 手数料は、別表の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

2 前項の手数料は、申請のときに前納しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第37条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第5章 分担金

(分担金の趣旨)

第38条 町長は、多可町水道事業に要する費用に充てるため分担金を徴収する。

(分担金の徴収を受けるもの)

第39条 分担金は、給水区域に住所若しくは居所又は営業所等を有する者で当該水道から給水を受けようとするもの（以下「受益者」という。）から徴収する。

(分担金の額)

第40条 分担金の額は、第38条の目的により町長が、受益者の負担の公平及び受益の限度を考慮し、次の表の金額に消費税等相当額を加えた額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

メーターの口径	13mm	100,000円
〃	20mm	150,000円
〃	25mm	300,000円
〃	40mm以下	1,000,000円
〃	75mm以下	4,000,000円
〃	100mm以下	10,000,000円

2 メーターの口径を大口徑に変更するときは、前項に定めるメーターの口径別分担金の額に基づき、その差額を徴収するものとする。

3 メーターの口径を小口径に変更するとき生ずる分担金の差額については、その差額を返却しないものとする。

(分担金の徴収方法)

第41条 分担金は、第5条の申込みと同時に徴収する。

(分担金の徴収猶予及び減免)

第42条 町長は、特別の事情があると認めるときは、受益者の申請により分担金の徴収を猶予し、又は分担金を減額し、若しくは免除することができる。

第6章 管理

(給水装置の検査等)

第43条 町長は、水道の管理上必要があると認めるときは給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第44条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第45条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第11条の工事費、第25条第2項の修繕費、第28条の料金又は第36条の手数料その他本条例の規定により納付する金額を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第29条のメーターの点検又は第43条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を發しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第46条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(同居人等の行為に対する責任)

第47条 給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

(過料)

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条の承認を受けずに給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした者

(2) 正当な理由がなく、第21条第2項のメーターの設置、第29条のメーターの点検、第43条の検査又は第45条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第25条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第28条の料金又は第36条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(5) 上水を濫用し、又はこれを販売し、若しくは不正に譲渡したとき。

(6) その他この条例又は条例に基づく規程若しくは指示に違反したとき。

(料金を免れた者に対する過料)

第49条 詐欺その他不正の行為によって第28条の料金又は第36条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(遅延損害金等)

第50条 町長は、この条例及び法令の規定により徴収する使用料その他の収入を納期限までに納付しない者があるときは、督促し、なお応じない者があるときは、遅延損害金額を加算して徴収する。

第7章 貯水槽水道

(町の責務)

第51条 町長は、法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第52条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管

理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別の定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第8章 補則

(委任)

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の中町水道事業給水条例(昭和47年中町条例第29号)、加美町給水条例(平成10年加美町条例第9号)又は八千代町簡易水道事業給水条例(平成10年八千代町条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成25年12月26日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(料金の消費税に関する経過措置)

- 2 改正後の第28条にかかわらず、施行日前から継続している上水道の使用で、施行日から平成26年5月の定例日により料金の支払を受ける権利の確定するものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月28日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月25日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成28年12月26日条例第39号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月27日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについては、なお従前の例による。

別表 (第36条関係)

種別	区分	単位	金額
設計・設計審査(材料の確認を含む。)及びしゅん工検査手数料	φ20mm以下の給水装置	1件につき	3,000円
	φ40mm以下の給水装置	1件につき	5,500円
	φ50mm以上の給水装置	1件につき	10,000円
指定給水装置工事事業者登録手数料	新規・更新	1件につき	10,000円
証書交付手数料	各種証明	1件につき	200円
道路占用代行手数料		1件につき	5,000円
消防演習の立会い手数料		1回につき	500円
閉栓手数料		1回につき	1,000円